



10

都市のうるおいの創造

目標

昔ながらの景観に現代的なデザインを取り入れた都市景観の形成、時の鐘など伝統的で市民に親しまれている音風景の保全、都市にうるおいを与える豊かな緑地の保全と緑化の推進により、都市のうるおいの創造を目指します。

指標	現状値 (平成17年度)	目標値
都市景観形成地域指定数 (地域)	2	平成22年度 3 平成27年度 4
電線類の地中化延長 (m)	6,491	平成22年度 8,000 平成27年度 9,500
公害苦情件数(件/年)	148	
保存樹木数(本)	274	
緑化本数(本/年)	3,055	
1人当たり都市公園面積 (m ²)	4.45	平成22年度 5.8 平成27年度 6.8
都市公園数 (箇所)	183	平成22年度 206 平成27年度 226

共通理念

歴史的町並みを地域の重要な景観資源として保全するとともに、現代的なデザインを取り入れて、良好な都市景観の形成を図ります。また、都会の喧騒の中で埋もれている音風景の保全、都市緑化や美化の推進により、都市の生活におけるうるおいの創造に努めます。



市民花壇



具体的取組

10-1 景観に配慮したまちづくり

都市景観形成地域の指定等

- ・都市景観形成地域の基準の運用を通して整備を図ります。
- ・都市景観重要建築物等の指定を推進し、これを契機としたまちづくりの施策を行うことにより、特徴ある町並みの形成を図ります。

都市景観デザインの推進

- ・都市景観デザインに関する基準の策定の過程において、地域住民との協働、専門家の活用により、地域にあった基準づくりを推進します。
- ・基準等のルールが運用されている地域に対し、新たな課題解決やルールの更新等に対して技術的な援助等を推進します。
- ・公共施設の整備に当たっては、地域性に配慮したデザイン整備に努め、良好な都市景観の形成を図ります。
- ・良好な都市景観の形成を図る上では、市民一人ひとりが関心を持つことが重要であるため、市民意識の啓発及び情報提供等を推進します。



大正浪漫夢通り

屋外広告物の適正化

- ・良好な都市景観の形成と安全性を確保するため、屋外広告物の適正な掲出が図られるように推進します。

地区固有の景観整備

- ・住民の進める地区固有のまちづくりについては、都市景観協定*、地区計画等の制度の活用を進めます。

都市景観協定

一定の地区において、住民の自主的な協議によって、景観に関する配慮事項を定めるための制度。



10-2 音・かおり環境の保全 **重点**

時の鐘の保全

- ・川越のシンボルであり、市民にも親しまれている時の鐘の音を聞きながら、暮らせるような音風景の保全に努めます。

菓子屋横丁の保全

- ・郷愁漂う菓子屋横丁について、だんごや駄菓子の懐かしいかおりとともに、かおり風景の保全に努めます。

10-3 住工混在地区の解消

周辺環境との調和に配慮した工業団地等の拡充

- ・周辺地区環境との調和に配慮した工業団地等の拡充を図り、既成市街地の住工混在地区*における工場等は、工業団地等への誘導を図ります。

地区計画等の活用

- ・地区計画*等の活用により、住宅と工場の共存した環境改善を図ります。

住工混在地区

一般住宅と工場等が混じりあって立地しているところ。公害防止や防災、交通安全等に関して問題が生じやすい。

地区計画

一定の地区において、住民が主体となって、まちづくりの計画を考えるための制度。

10-4 公害の防止

法令に基づく規制の徹底

- ・工場・事業場から発生する騒音・振動・悪臭などの公害を防止するため、法令に基づいた規制を更に徹底します。

都市・生活型公害の防止

- ・近隣騒音、深夜営業騒音（カラオケ）、日照、電波障害に対する苦情について、適切に対応します。

10-5 環境保全に関する条例の制定

環境保全に関する条例の制定

- ・環境保全に関する個別の条例の制定について検討します。

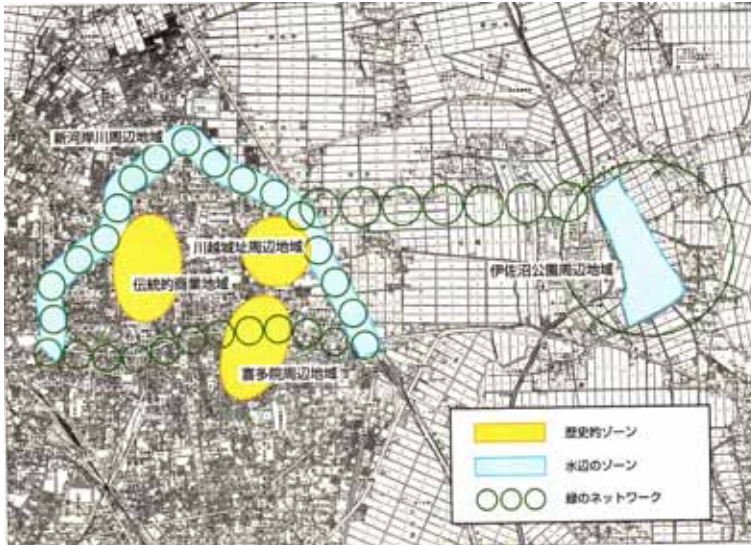


10-6 歴史と水と緑の回廊の整備

重点

歴史と水と緑の回廊の整備

- ・文化・観光の中心的位置にある歴史的ゾーンだけでなく、新河岸川周辺や伊佐沼周辺の水と緑のゾーンを歩行や自転車で周遊できる回廊の整備について検討します。（施策 5-4 身近な水辺環境づくり- 歴史と水と緑の回廊の整備 参照）



歴史と水と緑の回廊

10-7 公園の整備

住区基幹公園の整備

- ・地域の身近な公園である住区基幹公園*として、街区公園*、近隣公園*等の公園を積極的に整備するとともに、既設の公園も含めた維持管理の徹底を図り、快適な住環境の整備に努めます。

都市基幹公園の整備

- ・市街地を取り巻く入間川等の河川や伊佐沼の水辺、武蔵野の面影を残す雑木林等を活用した公園整備を図ります。
- ・スポーツやレクリエーションの場となり、市民の活動拠点となるような公園整備を図ります。



住区基幹公園

都市公園法が定める公園のうち比較的近隣の住民を対象にしたもので、街区公園、近隣公園、地区公園がある。

街区公園

都市公園法が定める公園で、もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする。

近隣公園

都市公園法が定める公園で、主に近隣に居住する者の利用を目的とする。



10-8 憩いとうるおいのある都市空間の提供

親水公園の整備

- ・市民に憩いとうるおいのある都市空間を提供するため、関係機関との連携に努めながら、親水公園の整備を推進します。（施策5-4 身近な水辺環境づくり- 親水公園の整備 参照）

流量の確保

- ・渇水期における流水量の確保を図るために、低水護岸*等の整備を促進します。

低水護岸
流水や雨、あるいは波の作用によって高水敷が侵食されないよう、河岸にコンクリートブロックや自然石を張ったもの

10-9 緑地の保全

生産緑地等の保全・活用

- ・生産緑地*地区制度の活用により、市街地内の農地を計画的に保全するとともに、市民農園等として活用を図ります。
- ・休耕農地での一時的な草花の栽培への支援についても検討します。

生産緑地
生産緑地法が定める農地で、市街化区域内においてオープンスペースとしての機能を活かすため、転用に関する制限を課すことで農地として認める制度。

保存樹木の指定

- ・市街地における保存樹木の指定を推進し、樹木の保存を図ります。

雑木林等の保全・活用

- ・一団の雑木林等については、都市の中の貴重な緑として保全するとともに、公園としての活用等を検討します。

10-10 緑化の推進 重点

生活空間の緑化

- ・良好で快適な生活空間を確保するため、公共施設や道路等の緑化を推進します。
- ・事業所等に緑化を指導するとともに、生け垣の奨励や緑化推進モデル地区の指定、花いっぱい運動や苗木配布の推進等によって各家庭や生活空間での緑化を奨励します。
- ・緑化を推進する拠点となる、緑化センターの設置を検討します。
- ・年々強まる自然志向、緑化の関心に対応するため、緑のアドバイザー等の人材活用を検討します。



生け垣



屋上・壁面緑化

- ・地球温暖化の防止及びヒートアイランド現象の緩和のため、公共施設等において、屋上・壁面緑化を推進します。（施策 1-1 地球温暖化対策の推進- ヒートアイランド対策 参照）
- ・市民や事業者が行う屋上・壁面緑化を普及・促進します。



左：市民の屋上・壁面緑化、右：川越小学校の壁面緑化

緩衝緑地の設置

- ・大規模な工業団地の立地や拡充の際に緩衝緑地*の設置について指導します。

緩衝緑地

公害防止や景観保全のため、道路や工場等の周囲に設けられる緑地。煙の防止、防音、景観の向上等の効果が期待される。

10-11 まちの美化の推進

まちの美化に対する意識の高揚

- ・放置自転車やごみのポイ捨てなど地域環境に対する現状認識を深め、環境美化への意識を高めます。

空き地の管理・ペットのフン公害の防止

- ・広報やパンフレットを活用して空き地の管理、ペットのフン公害の防止など環境美化を図ります。

地域環境美化の促進

- ・市民によるクリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）やかわごえ環境推進員、学校、自治会等が行う自主的な地域環境美化活動を支援します。
- ・観光客も含め、ごみの持ち帰りを促進します。



ごみゼロ運動



10-12 観光客への配慮

歩行者空間等の整備・推進

- ・歩行者の安全を確保するとともに、観光客にやさしい空間の確保に努めます。

ポケットパーク等の整備

- ・公有地、民有地を有効利用し、町並みに調和したポケットパーク*等を整備します。

ポケットパーク
市街地の中で、休息の場の確保や景観の向上等の広場的機能をもつ小規模な公園。

駐車場の整備

- ・駅周辺や商店街など、商業・業務機能の集積した地域に対しては、駐車場の整備を促進するとともに、観光客などのために郊外型駐車場の整備を推進します。

パークアンドライドシステム等の導入

- ・パークアンドライドシステム等の導入を検討します。（施策3-4 道路交通の円滑化- パークアンドライドシステムの導入 参照）